

空知信用金庫 一般事業主行動計画（第4回）

空知信用金庫

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備などを行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 計画内容

目標1 令和3年1月から子の看護のための休暇を時間単位（「中抜け」を認める）で取得できるよう制度を拡充する。

<対策>

- ・令和2年11月までに、就業規則の変更や管理方法などについて検討を行う
- ・令和2年12月までに、就業規則の改定を行うとともに文書による周知を行う。

目標2 計画期間内の各年度における年次有給休暇取得日数を一人あたり平均10日以上とする。

<対策>

- ・令和2年5月までに、メモリアル休暇として設けた「育児サポート休暇」と「永年勤続休暇」について、利用促進を図るべく書面での周知を行う。
- ・全部署の有給休暇取得状況を適宜公表し管理の徹底を行う。

目標3 計画期間内の各年度において、子どもの健全な育成のための地域貢献活動を1回以上実施する。

<対策>

- ・各年度において、小中学生の夏休み前または冬休み前までに活動の内容を決定し事前周知を行う。
- ・小中学生の夏休みまたは冬休みの時期に合わせ、金融教育等を目的としたセミナー活動などを実施する。